大田原市公告第１１０号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

大田原市花園及び親園地区内の一部土地について、国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第１７条第１項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和８年１１月２日

大田原市長　相　馬　憲　一

１　地図及び簿冊の名称　　花園Ⅰ・親園Ⅰ地区　地籍図及び地籍簿案

２　閲覧期間　　令和８年１１月　５日から
令和８年１１月２６日まで　　２２日間

３　閲覧場所　　大田原市　建設部都市計画課（大田原市本町一丁目４番１号）
親園地区公民館（大田原市花園１９７３番地）

４　閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申出をすることができる。

５　誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

６　建設部都市計画課での閲覧は、１１月１１日から１１月２６日の９時から１６時まで行うこととする（ただし、閉庁日を除く）。
親園地区公民館での閲覧は、１１月５日から１１月１０日の毎日９時から１６時まで行うこととする。